

比丘尼御所に於ける御所号勅賜の意義

荒川玲子

一 はじめに

古来出家する皇子女・王子女は少なくなかった。

皇子・王子等男僧の入室する寺院を総称して門跡寺院というが、皇女・王女等尼僧の入室する寺院は比丘尼御所という。比丘尼御所はその成立の過程に於いて門跡寺院とは異っていた。男僧は法統を継承するたためにその寺門に入るが、尼僧の場合は出家した女人の居所がそのまま寺院となるが多かった。特に寺主が皇女・王女等高貴な出自である時は、その居所は寺院であると同時に御所的な性格を多分に持っていたのである⁽¹⁾。

室町時代、幕府によって五山制が定められると、それに倣って尼五山制が定められ⁽²⁾、比丘尼御所も漸く男僧の寺院と同じように寺格が決定されたが、室町幕府が滅亡すると、五山制も尼五山制もその強力な推進者を失ったために廃れてしまった。しかし後述の大聖寺と宝鏡寺は尼五山

の筆頭であった景愛寺の子院であり、本寺が焼失した後もその法統を承けついで、両寺主が交互に景愛寺寺主に任ぜられ、それに伴って紫衣を勅許されている⁽³⁾。また曇華院も尼五山の一つ通玄寺の子院であり、本寺の名跡を連綿と承けついでいる。

一方朝廷に於いては、室町時代以降、皇儲及び宮家を創立若しくは継承した親王、或は婚嫁のあった皇女・王女のほかは出家する事が常例となった⁽⁴⁾。江戸時代になると、皇子女・王子女の数が多くなり、従って出家する皇親の数が多くなった。徳川幕府は元和元年（一六一五）公家諸法度を定め、その中で門跡寺院について寺主の出自により宮門跡・撰家門跡・准門跡と三つの寺格を定めた。比丘尼御所については特に定めなかったが、門跡寺院に准じ、寺主の出自によって一定の寺格が定められるようになった⁽⁵⁾。つまり皇女のみが入室する比丘尼御所を御宮室といひ、大聖寺・宝鏡寺・曇華院・中宮寺・光照院・靈鑑寺・円照寺・林寺の八箇寺がそれである。これに対し公卿の子女が入室する比丘尼御所を御禪室といひ、慈受院・法華寺・三時知恩寺・瑞竜寺・本光院・禅智

院・惣持院・宝慈院の八箇寺である。世襲親王家の王女は、御宮室に入る時は天皇または上皇の養子或は猶子となり、御禅室に入る時はその寺院に由緒深い公卿の家の養子或は猶子になるという手続きをとるのを例とした。⁽⁶⁾ これらの比丘尼御所は正式の寺院名のほかに通称・別称を以て呼ばれることが多く、それは所在の地名またはその寺院に由縁のある事物名を「御所」に冠したものである。入江御所（三時知恩寺）・斑鳩御所（中宮寺）・谷御所（靈鑑寺）等は前者の例であり、後者の例としては開基如大尼の俗名千代野を冠して千代野御所と称する宝慈院の場合が挙げられる。

ところが、江戸時代後期になって、御宮室の中のいくつかの寺院に相次いで御所号が勅賜された。それは明和元年（一七六四）宝鏡寺に対して「百々御所」の号を賜わったのを初めとして、御宮室八箇寺のうち五箇寺に及んでいる。御所号を勅賜された寺院を年次順に表示すると左の通りである。

寺院名	御所号	勅賜年月日	天皇	当時寺主
宝鏡寺	百々御所	明和1（一七六四）12・28	後桜町	理秀 <small>中御門天</small> 明和1・11・30薨 皇皇女
大聖寺	御寺御所	〃 6（一七六六）12・25	〃	永岐 <small>中御門天</small> 皇皇女
光照院	常磐御所	寛政1（一七六九）3・5	光格	尊乘 <small>中御門天</small> 皇皇女 寛政1・3・4薨 元敵 <small>閑院宮直仁</small> 皇皇女
林丘寺	音羽御所	〃 9（一七七七）12・15	〃	親王 <small>王女</small> 皇皇女 〃 9・12・13薨 無住 <small>聖珊</small> <small>中御門天</small> 皇皇女 宝曆9（一七六九）11・4薨
曇華院	竹御所	文化4（一八七七）9・21	〃	〃

この中には、従来通称として用いてきた号を更めて勅賜された寺院も

ある。では御所号は何故勅賜されたのであろうか。同じ御宮室のうちで、御所号勅賜のあった寺院と他の寺院との違いは何であろうか。本稿はそれらの点を解明することを試み、よって従来明らかにされることのない少なかった比丘尼御所研究の一端としたい。

二 御所号勅賜の経緯

イ 宝鏡寺の場合

はじめに、御所号を勅賜された御宮室各寺について、それぞれの経緯を順に述べよう。

まず、最初に勅賜のことがあった宝鏡寺の場合をとり上げる。同寺は光厳天皇皇女惠敵が、初め景愛寺の塔頭である宝慈院に入室し、その後景愛寺の子院として創建した寺院で、同寺蔵の寺伝『西山宝鏡寺通代系譜事蹟』によると、開山以来その所在地名に拠って百々御所と称されていた。⁽⁷⁾ 惠敵の後は足利氏や鷹司氏の子女の入室が続いたが、寛永二十一年（一六四四）後水尾天皇皇女理昌が入室してから以後は同天皇の勅規⁽⁸⁾によって代々皇女が入室し、大聖寺と共に景愛寺の法統を継承する寺格を以て、御宮室の中でも主要な位置を保ってきた。ところが明和元年（一七六四）十一月三十日寺主である中御門天皇皇女理秀が薨じた時、同寺の継嗣はまだ定まっていなかった。当時は該当する皇女がいなかつ

たのである。そこで宝鏡寺では、まず寺主が病危篤であることを以て今後皇女が誕生した場合には同寺相統を仰せ出されるようにと願ひ出、聞き届けられた後に喪を發した。⁽⁹⁾ こうして宝鏡寺は寺主が無住となったが、ここに一つの問題が発生した。それは寺の呼称についてである。『兼胤卿記』同年十二月二十六日条にその事に関する記述がある。⁽¹⁰⁾ すなわち、前述のように比丘尼御所は寺主あつての寺院という意味が非常に強く、従つて寺主が皇女である御宮室は寺主及び寺院の両方の呼称として寺院名に「宮」を附して使用していた。宝鏡寺も今までは宝鏡寺宮と呼ばれていたが、寺主が無住になった時、従前のように「宮」を附するのは憚られる。当時同じく寺主が無住であつた曇華院は曇華院殿と呼ばれているが、宝鏡寺としては寺格の差を以て曇華院と同列に扱われるのを忌避し、宝鏡寺殿と呼ばれることは謝絶する。宝鏡寺は此の度初めて寺主無住の状態になったのであるが、以後どのように称したらよろしいか、と撰政まで伺書を提出したのである。その結果、同月二十八日に「宝鏡寺無住中可レ称^ニ百々御所^ト被^ニ仰出^ス段植松前宰相被^レ示」ということで「百々御所」という号を拝領した。つまり宝鏡寺は寺主無住の間の呼称として、開山当時称していたのと同じ号を更めて賜つたのである。そして宝鏡寺は、この後も寺主在任中と同じように朝廷と交誼贈答を行なうようにとの御沙汰を蒙り、また世話役の公卿もそのままに留めおかれている。⁽¹¹⁾ これは比丘尼御所にとっては重要な意味を持つことで、寺主が無住であつても寺院自体の存在が認められ、寺格が確かなものと

なつた証しといえる。

この後は皇女の誕生が少なく、従つて宝鏡寺は容易に継嗣を得ることが出来なかつた。凡そ六十年後の文政八年（一八二五）に漸く光格天皇皇女欽宮（理欽）が継嗣に定められたが、同宮は入室することなく十九歳で病に薨じ、以後宝鏡寺には皇女の入室は無かつた。

ロ 大聖寺の場合

次に大聖寺の場合について述べよう。

大聖寺は景愛寺の子院の一つで、宝鏡寺と共に景愛寺の法統を継承している。創建初期に足利氏の子女が入室したことなどにより室町幕府の厚い庇護を受けた。ついで江戸時代には皇女の入室が続き、正親町天皇より尼寺第一位たるべきの宸翰を賜つて、以後は比丘尼御所の触頭を勤めることになつた。⁽¹²⁾ 同寺蔵の寺伝『嶽松山大聖尼禅寺通代伝系録』（以下『伝系録』と略称）によると、同寺は開山当初室町御所内に在つたので朝野ともに御寺御所と称していた。⁽¹³⁾ また同寺蔵の他の一本『大聖寺之記』には「当寺往昔ヨリ寺ノ御所ト称スルハ代々禁中ヲ御寺元トスル由縁也」とあり、開山以来の歴代寺主の出自から見ても、両説ともに肯けるものである。大聖寺に皇女が入室したことが明らかになるのは後小松天皇皇女理永の時で、理永は永享二年（一四三〇）に寺主となつた。先の『伝系録』理永の項には「長谷大聖住職、称御寺御所」とある。大聖寺にはこの後皇女のみが入室するが、禁裏との往来が頻繁なところから

『御湯殿上の日記』には「御寺御所」の記事が屢々見られ、この御所号が通常使用されていたことがわかる。宝鏡寺の方は御所号の使用例が寺伝以外の史料の上に見出すことが出来ないのに対し、大聖寺の方は散見出来るのである。

ところが、この御所号が更めて勅賜されることになった。『伝系録』の中御門天皇皇女永皎の項に「御寺御所之称中古絶唱之处、当代明和六年十二月廿五日御所称号復旧勅許」とあり、また『禁裏執次詰所日記』同日条にも大聖寺に「御寺御所」の号が勅賜されたとの記述があつて右の事実を裏付けている。そこでまず、開山以来使用されていた御所号が何故近年になって中絶したのか、その点を解明しよう。

『兼胤卿記』明和七年五月八日条に左の記述がある。

去年大聖寺宮御願被成候、彼宮御寺御所と被称候処中絶候、其子細ハ、先住宮ハ円照寺兼帯故被憚不被称、当宮御若年ニ付不被称、自然と唱失致中絶候、仍再興被称度由被相願候、

先住宮は靈元天皇皇女永応、当宮は中御門天皇皇女永皎である。永応は最初円照寺に第五代寺主として入室し、法名も円照寺縁由の「文」の字を以て文応と定めたが、十五年余を経た享保十年（一七二五）大聖寺相統を仰せ付けられた。それは、大聖寺は永応の妹の止宮が相続することに定められていたところ三歳で薨じ、次いで末妹の八重宮が入室することになったが同じく三歳で薨じ、その後は相続する皇女がいなかったからである。このような次第で永応は大聖・円照両寺の寺主となり、寺格

の順によって大聖寺が本務、円照寺は兼帯ということになった。よつて法名も大聖寺縁由の「永」の字を以て永応と改めている。ただし円照寺の寺伝である『普門山年譜』によると、永応は円照寺の寺務を行なう場合には従前通り文応と称していた。永応は中御門天皇皇女倫宮（永皎）が大聖寺の継嗣に定められると、寛保二年（一七四二）その得度を待つて寺務を譲り隠居した。その時永皎はわずか十一歳であった。円照寺についてはその後も寺務を勤めていたが、寛延二年（一七四九）有栖川宮職仁親王王女嵩宮（文亨）が継嗣に定められるとすぐに自分の居所本光院に引き取つて養育した。永応は嵩宮の入室・得度を見ることなく宝曆四年（一七五四）に薨じたが、その際大聖寺寺主の先例によつて院号を勅賜された。それにも拘らず永応の墓は大聖寺ではなく円照寺にあり、大聖寺歴代墓所には塔のみが存する。以上の経緯から考えれば、永応の時代に「御寺御所」の称号が中絶した理由も自ら明らかになるのである。

それでは、明和六年に御所号復興の勅許を願ひ出したのは何故であろうか。宝鏡寺の場合と違つて、この時寺主永皎は三十六歳、健在だったのである。この疑問を解くために再び『兼胤卿記』を辿ると、明和七年七月十日条に左の記述がある。

一円照寺宮御所勞被及大切之处、依無附弟、東宮御代ニ相成姫宮御誕生被遊候ハ、附弟相統被仰出候様ニ被願存、夫迄之内ハ御所之思召次第被仰出候様ニ御願存之由、彼宮之尼知敬祖慎喪胎氣連印之願書

差出、摂政殿へ入御覽、附葉室前大納言披露了、後刻被聞召了、雖然當時仁躰無之間、近例も有之ニ付大聖寺宮兼帯可被仰出、被思召之趣関東江御内慮可申達被仰出了、

一 円照寺宮養生不叶今晝寅刻薨去之事、摂政殿へ申入附案内言上、当時の円照寺寺主は前掲の文亨である。文亨の病危篤につき、未だ継嗣が定まっていないが、当時は該当する皇女がないので、この先皇太子英仁親王（後桃園天皇）に女子が誕生した時は円照寺相続を仰せ付けられるようにと同寺より願ひ出があった。そしてそれまでの間、近例もあることなので、大聖寺宮に円照寺兼帯を仰せ付けられた、というのである。文亨は大聖寺先代の永応が兼帯していた後を承けて円照寺第六代寺主となったが、健康に恵まれなかった。⁽²³⁾ 時の後桜町天皇は女帝なので、継嗣となるべき皇女の誕生がないままに円照寺が遠からず寺主無住となり、その時には先代永応と同じように大聖寺寺主永皎が円照寺兼帯を命ぜられる可能性は充分予測出来る場所であった。永応の場合は、入室の時の事情から、大聖寺の寺務は同寺の継嗣が治定するまでの臨時のことであって本務は円照寺寺務の方であるような意識があり、その故に永応の在任中は「御寺御所」の称号を使用することが無く、また永応は大聖寺の継嗣が定められるとすぐに寺務を譲っている。大聖寺側としては、この先永皎に円照寺兼帯が命ぜられる事態が起った時のために、大聖寺と円照寺の寺格の差を明確にし、寺格の高い大聖寺の方が本務であることを示すために、宝鏡寺の例に倣って御所号の復興勅賜を願ひ出

たのではないだろうか。永皎は予測した通りに円照寺兼帯を仰せ付けられ、約三十年間その任にあった。因みに永皎の墓は大聖寺にあり、円照寺には塔のみが存する。

ハ 光照院・林丘寺・曇華院の場合

光照院は伏見天皇皇女進子内親王の開山で、御宮室の中では中宮寺に次いで古い歴史を持っている。第二代以降しばらく足利氏や近衛氏の子女が住持したが、慶長三年（一五九八）に後陽成天皇皇女尊英の相続以後は皇女の寺主が続いた。そして最後の皇女寺主となった中御門天皇皇女尊乗は宝暦六年（一七五六）に色衣を勅許された。これは光照院にとっては画期的なことで、従来比丘尼は黒衣しか着用を許されず、⁽²⁴⁾ わずかに大聖寺と宝鏡寺の寺主が景愛寺の寺主に任ぜられた時に紫衣を聴許されるのみであった。また尊乗は天明元年（一七八一）妹の大聖寺寺主永皎と共に二品に叙せられるという厚遇を受けたのである。⁽²⁵⁾ 尊乗は寛政元年（一七八九）三月四日薨じたが、光照院蔵の『光照院日記』によると、光照院は翌五日伝奏に対し寺主が病危篤であることを届け出て、同時に、皇女の住持する他の御宮室はみな御所号を持っているのに光照院には御所号が無いので賜わりたいと願ひ出たところ、即日「常磐御所」という号を拝領した。⁽²⁶⁾ 喪を發したのはその後の七日である。これは宝鏡寺の場合と同じと考えてよいだろう。なぜなら、この時は宝鏡寺をはじめ曇華院・中宮寺が寺主を持たず、円照寺も大聖寺寺主の兼帯であり、

つまり御宮室の半数が寺主に迎えるべき皇女の誕生を待ち望んでいたのである。光照院にしても尊乗が薨じた後暫くの間寺主が無住になるのは避けられない状勢であった。そこで寺主が危篤であるからと理由を明らかにした上で御所号の勅賜を所望し、光照院も歴代皇女が承けつぐべき格を有している寺院であることを明示したのである。そして光照院にもこの後遂に皇女の入室は無かった。

林丘寺は後水尾天皇皇女光子内親王の開基で、御宮室の中では最も新しい寺院である。第二代は靈元天皇皇女元秀。第三代元徹は閑院宮直仁親王王女であるが時の光格天皇にとっては実の叔母にあたる。元徹は寛政九年（一七九七）十二月十三日薨じたが、その際に「音羽御所」という御所号を勅賜された。『禁裏執次詰所日記』同月十五日条に

一 林丘寺宮自今音羽御所と被称旨議奏衆被仰渡、御附衆書面を以申達、御所々々取次中江廻状を以申遣、番頭仕丁頭江為心得申渡、一 林丘寺宮薨去ニ付、従今晚三ヶ日物之音被止候旨議奏今出川殿被仰渡、御附衆江書面を以申達、同役諸役所申触、御所々々取次中江廻状を以申遣ス、

とあるところから、前述の宝鏡寺・光照院と同じ経緯によって御所号が勅賜されたことがわかる。林丘寺もこの後寺主無住となった。

最後に曇華院の場合について述べよう。曇華院は旧尼五山の一つ通玄寺の子院で、順徳天皇の曾孫女知泉の開基である。その後は足利氏の子女や伏見宮家の王女が入室したが、寺宇は屢々火災に遭い、記録も失わ

れたものが多く、寺伝は明らかでない。皇女の入室としては、天文二十二年（一五五三）に後奈良天皇皇女聖秀が入室したことが『御湯殿上の日記』等に見えるが、入室を治定するに当って將軍足利義藤（後に義輝と改名）の猶子となっているので、その時は曇華院は足利幕府の定めた尼五山制の下にあったといえる。寛文十年（一六七〇）後西天皇皇女聖安が入室し堂宇を再建してから以後は皇女の入室が続き、中御門天皇皇女の聖珊は比丘尼皇女としては初めて二品に叙せられ、更に色衣を聴許された。しかし宝暦九年（一七五九）十一月聖珊は病危篤となり継嗣がいなかったので、曇華院は皇女誕生の折には相続を仰せ出されるようにと伝奏に願い出た。⁽²⁸⁾つまり皇女の誕生を待つて相続を願い出たのは曇華院が最初なのである。その後約六十年の間皇女の落飾は一件も無く、御宮室は次々と寺主を失ったままになっていった。曇華院は宝鏡寺の項で述べたように、寺主無住の間は「曇華院殿」と称していたようであるが、文化四年（一八〇七）九月二十一日おそまきながら「竹御所」の御所号を勅賜された。⁽²⁹⁾その理由は、当然ながら、曇華院が先の宝鏡寺・光照院・林丘寺と同様に寺主が無住であったこと、加えるに、先の三寺のうち林丘寺を除いた二寺の最後の寺主及び大聖寺の寺主が全て中御門天皇の皇女であり、曇華院の無住となる前の寺主聖珊もまた同じく中御門天皇皇女であったことであろう。つまり時期は遅れたが皇女姉妹の住持していた寺院がみな同等の待遇を受けることになったのである。曇華院はこの後文政九年（一八二六）に、ようやく誕生後間もない光格上皇皇女

見音宮を継嗣に迎えることが出来たが、見音宮は翌十年に薨じ、同十二年になって法号を聖清と追贈された⁽³⁰⁾。以後曇華院にも皇女の入室は無かったのである。

三 御所号勅賜の無かった御宮室

——中宮寺・円照寺・靈鑑寺——

前項では御所号を勅賜された御宮室のそれぞれの場合について述べたが、それでは同じ御宮室でありながら御所号を勅賜されなかった他の三寺、すなわち中宮寺・円照寺・靈鑑寺についてその理由が問われなければならぬ。

中宮寺は別称斑鳩御所。聖徳太子の創建による御宮室中最も歴史の古い寺院であるが、平安時代の後期から江戸時代の初期にかけて一時衰退した。天文年間に伏見宮貞敦親王王女尊智が住持してから後は伏見宮邦房親王王女尊覚、後西天皇皇女高栄と入室が続いたが、その後享保七年(一七二二)より三十余年の間は入室する皇女も王女も無く、寺主は無住であった。ここで注目したいのは、この三十余年の間皇女の誕生及び入室が一件も無かったのではなく、靈元天皇皇女八重宮(大聖寺)・中御門天皇皇女聖珊(曇華院)・同理秀(宝鏡寺)・同尊乘(光照院)・同永峻(大聖寺)と入室があったのに中宮寺には入室が無かった。おそらくこの時期すでに中宮寺は他の御宮室——少なくともこの三十余年の間

に皇女の入室があった四寺よりは寺格が一段低く位置づけられるようになっていたのであろう。それは中宮寺が平安時代後期から江戸時代初期にかけて甚しく衰退していたことに因ると思われる。だから皇女の誕生があってもまず寺格の高い方の御宮室から先に入室するように定められ、中宮寺に入室するまでには至らなかったであろう。宝暦四年(一七五四)になってようやく有栖川宮職仁親王王女榮恕が相続し、その後再び約三十年の無任期間を経て同宮織仁親王王女榮暉が入室した。次の伏見宮貞敬親王王女成淳は、同じ世襲親王家の王女でありながら、中宮寺相続に当り有栖川宮韶仁親王の養女となる手続きをとっている⁽³²⁾。これを見ると中宮寺は、榮恕以後有栖川宮家の王女が継承する形となったようである。

円照寺は別称山村御所。後水尾天皇皇女文智の創建で、第四代までは皇女の寺主が続いた。第四代寺主後西天皇皇女宗悟の後は、大聖寺の項で述べたように、大聖寺寺主による兼帯の時期を経て有栖川宮職仁親王王女文亨が入室、再び大聖寺寺主兼帯の後、同宮織仁親王王女文乘、次いで伏見宮邦家親王王女文秀が入室した。文秀は明治の改革により伏見宮復籍を命ぜられ、皇族寺主最後の人となった。因みに文秀は、願い出て爾後法体のまま円照寺に寄留することを許された。

靈鑑寺は別称谷御所。後水尾天皇皇女宗澄が開基で、御宮室の中では林丘寺・円照寺と並んで創建が新しい。第二代は後西天皇皇女宗榮が継承したが、次いで伏見宮邦永親王王女宗真、閑院宮典仁親王王女宗恭、

伏見宮貞敬親王王女宗諱と世襲親王家の王女が続いて入室した。その間、第三代の宗真が薨じた宝暦十三年（一七六三）から後、約二十五年間は寺主無任であった。時恰も曇華院・宝鏡寺が相次いで寺主を失い、相統者を見出せないまま無任となったのと同じ時期である。ところが靈鑑寺は、まず伏見宮貞建親王王女安津宮に相続を交渉した。結果は貞建親王の不許可の遺言と安津宮自身の不同意により不調に終わったが、寛政元年（一七八九）宗恭の入寺を迎えることが出来た。次の宗諱は円照寺寺主文秀と同様に明治の改革によって伏見宮へ復籍を申し付けられたが、法体のまま靈鑑寺に寄留することを願い出て許されている。

以上御所号勅賜の無かった御宮室三寺についてそれぞれの場合を述べたが、この三寺に共通していえるのは、寺主の相続が皇女から王女へと遷っていったことで、その結果寺主無任の時期があっても比較的短かくて済んでいるのである。この時期皇女の数は確かに少なかったが、王女の数は必ずしも少なかったわけではない。しかし一度王女の入室があると、それから以後は代々王女によって継承されていく形になっていき、それが御宮室各寺の間に微妙な寺格の差を生じてきたのである。では寺格の差とは具体的にどのようなことであろうか。最初に述べたように、江戸時代以降比丘尼御所は寺主の出自によって御宮室と御禅室の二種に区別され、御宮室の八寺はすべて皇女、もしくは天皇の猶子・養子となつた王女を歴代寺主に迎え、同じように朝廷の厚誼を蒙ってきたのである。宗教上の任務の点から見ると、比丘尼御所の場合は門跡寺院と違っ

て、寺院であっても寺外に於いて公的な宗教上の役割を担うことは少なく、門跡寺院の寺主が禁裏の命によって祈禱を行なったり懺法講の導師を勤めるようなことは、比丘尼御所の寺主には殆ど無かつた。⁽³⁵⁾『近衛尚嗣公記』慶安三年（一六五〇）八月二十六日条に、後陽成天皇の三十三回忌に当って、後水尾上皇が仙洞御所に比丘尼衆を集め観音懺法講を催されたことが見える。その時は同上皇第一皇女の円照寺寺主文智が導師を勤め、同じく同上皇皇女の大聖寺寺主元昌と宝鏡寺寺主理昌もそれぞれ出役した。しかし「近代尼衆観音懺法作法其沙汰不聞之、今度依本院仰各令稽古被参勤、奇特千万感入事也」とあるところから、この頃尼僧がこのように仏事を執行することは殆ど無かつたといえる。よって、比丘尼御所に関しては宗務上に於ける寺格の差はあまり考えなくてもよく、厳密な意味での寺格の差としては、かなり形式化してきたとはいえず、大聖・宝鏡両寺寺主が景愛寺寺主に任せられ、紫衣を勅許されていることが挙げられるのみである。朝廷に参入した時の座次についても、『大聖寺之記』には「尼利之甲位ニ付寺主幼弱喝食ニテ正月禁中ノ諸礼ニ朝参シテ尼利之上頭ニ着座ス、喝食ニテ諸礼参内ハ大聖宝鏡ニ限ル」とあり、大聖・宝鏡両寺の上位は定められたことであつたが、江戸時代も後半になると、御宮室の寺主は互いに姉妹であるところから次第に年齢の順によるようになり、皇統から少し離れた関係にある王女寺主住持の御宮室はその次に座するようになっていったのである。

四 むすびにかえて

最後に、皇女住持の御宮室と王女住持の御宮室の間に格差が生じた理由を解明するために、視点を転じて、比丘尼皇女の待遇の変遷を辿ってみよう。

皇子が門跡寺院に入室した場合は、鎌倉時代以降、得度に先立って親王宣下を蒙るのが例になっていた。また伏見宮・有栖川宮等の世襲親王家から門跡寺院に入室する王子は、親王宣下を蒙るために、入室に先立ってまず天皇の養子となる手続きをとっている。次いで得度し、寺門を継承した後は二品に叙され、その後は叙一品、牛車宣下、或は准后宣下等差があった。これに対し皇女・王女が御宮室に入寺した場合、後小松天皇以降東山天皇までの間は、皇女・王女ともに内親王宣下及び叙品のこととは全く行なわれていなかった。皇女全般について見れば、落飾しなかった皇女は婚嫁の有無に拘らず全て内親王宣下を蒙っているところから、落飾することは——それが自身の発心からではなく、幼少の時期に定められたことであっても——俗世を脱したと看做されたからであろう。ここで唯一の例外は林丘寺開祖の光子内親王であるが、この場合合同内親王は五歳の時に内親王宣下を蒙っており、成人の後に父後水尾天皇の崩御に遇い、自ら発心して落飾したのであるから、幼時に落飾入室を定められた皇女とは区別されなくてはならない。

ところが、これらのことが中御門天皇皇女の時に大きく変化したのである。

まず、享保二十年（一七三五）曇華院寺主聖珊は父中御門天皇讓位（三月二十一日）の直前である二月二十四日に二品に叙せられた。これは『通兄公記』同年二月二十五日条に、

昨日無品入道女王聖珊今上皇女、曇花院、叙二品奉行秀定朝臣、消息宣下、云々、比丘尼叙品

例始之云々、

とあるように、比丘尼皇女にとって初めてのことであった。ついで天明元年（一七八一）十月二日、同じく中御門天皇皇女である光照院寺主尊乗とその妹である大聖寺寺主永皎が同時に二品に叙せられた。更に永皎は、文化五年（一八〇八）閏六月十三日に薨じたが、その発喪（七月四日）の前に准后宣下を蒙った。『平田職寅日記』同年七月二日条に

一伝聞、今日巳刻大聖寺宮二品、天巖永皎、中御門院皇女、年七十七歳、准后宣下、賜封戸千戸、

（中略）尼宮准后宣下之初例也、

とあり、これもまた比丘尼皇女にとって初めてのことであったのがわかる。

比丘尼皇女の待遇の変遷を辿る上でもう一つ注目したいのは色衣勅許のことである。従来比丘尼は有色の衣を着ることを禁じられ、白さえも色のうちであるという理由で許されず、黒衣のみを着用していた。比丘尼御所を黒御所と称するのはこの理由による。その中で、前述したように、景愛寺の法統を継承している大聖寺と宝鏡寺の寺主のみは景愛寺

寺主を拝命したことにより紫衣着用を勅許されるのが例であった。後に大聖寺も宝鏡寺も曇華院・光照院までも寺主無任となっていた安政四年（一八五七）七月一日、靈鑑寺寺主の伏見宮貞敬親王王女宗諱が栗色法衣の着用を許され、更に慶応四年（一八六八）七月十七日、尼門跡筆頭として多年勤勞せる故を以て重ねて紫衣を勅許されたが、これは背けることである。ところがそれ以前に於いて大聖・宝鏡兩寺寺主以外に色衣を勅許された寺主が三名あった。それは曇華院寺主の後西天皇皇女聖安、同院寺主の中御門天皇皇女聖珊、そして光照院寺主の中御門天皇皇女尊乘である。

聖安の場合は『統紹運録』宝永四年（一七〇七）十一月十五日条に「准景愛寺賜紫衣（輪王寺宮被願申、不可為例云々）³⁷」とあり、一応措いて考えることにする。聖珊に関しては曇華院所蔵の記録『延享三年極月廿四日御色衣勅許之記』に「今度御色衣勅許之御事、此御方より御願ひの御事にてはあらせられず、思しめしよらざる御事也、日来御貞実にあらせられ候ゆへかくべつの思しめしにて御沙汰あらせられ候との趣なり」とある。尊乘の場合、宝暦六年（一七五六）三月二十七日に色衣を許されたのであるが、『御湯殿上の日記』同年五月六日条に「随意院宮（38）より此たび光照院宮色衣御ねがひのとを仰出され、忝覚しめし候由御礼仰入れられ、さあや二巻こんぶ一はこまいる」との記述があり、兄の輪王寺門跡公遵親王の仲介により勅許されたものと推察される。この時期は恰も比丘尼御所が最も繁栄した時期であり、御宮室各寺は前項で述べた中宮寺を除い

て全て寺主が健在であった。宝鏡寺寺主の中御門天皇皇女理秀は元文五年（一七四〇）三月二十八日に、大聖寺寺主の同天皇皇女永皎は延享三年（一七四六）十二月二十四日にそれぞれ景愛寺寺主に任命され、それに伴って紫衣を勅許されている。兩寺主の長姉である聖珊が色衣を許されたのは永皎が紫衣を勅許されたのと同じ日であった。最後に尊乘が勅許されたことにより中御門天皇皇女の比丘尼四人は全て色衣を許されたのである。従来比丘尼御所のうちで最も寺格の高いことの象徴であった。色衣の勅許が、大聖・宝鏡兩寺以外の寺の寺主にも及んだわけである。大聖・宝鏡兩寺の寺主はこの後も従前通り景愛寺寺主に任ぜられて紫衣を勅許されており、兩寺が宗務上の立場から他寺に比して抜きん出た寺格を有していたことには変わりなく、変わったのは他寺の寺主に対する朝廷の待遇なのである。

寺主が叙二品及び色衣の勅許を蒙った比丘尼御所四寺について共通しているのは、寺主がすべて中御門天皇の皇女であることであった。この皇女比丘尼達が父天皇の、または兄弟親王の配慮によって在俗の皇女と等しい待遇を受けることになったのである。四寺の寺主は何れも、姉妹である成子内親王（閑院宮典仁親王妃）と同じように二品に叙せられ、更に長命であった永皎は兄の輪王寺門跡公遵親王・聖護院門跡忠蒼親王と同じように准后宣下を蒙っている。皇女の数が多かった江戸時代後期には、従って御宮室に入室する皇女が多く、御宮室自体が繁栄したことにより、寺主である皇女の待遇も次第に高められていったのであろう。

そしてそれが頂点に達したのが中御門天皇皇女の時であったといえるのではないだろうか。

また、比丘尼皇女の待遇が高められてきたことが一時期のみの現象ではない証しの一つとして、宝鏡寺最後の皇女寺主となった光格天皇皇女欽宮（理欽）が、天保十三年（一八四二）に比丘尼皇女として初めて内親王宣下を蒙ったことが挙げられる。その経緯をみると、これより先文政十三年（一八三〇）に欽宮の姉である大聖寺寺主永潤が薨じた際、喪を發する前に仁孝天皇より内親王宣下の内意が達せられたが、病危篤の理由を以てこれを辞退したという事実があった。⁽⁴⁰⁾ 欽宮は仙洞御所に於いて誕生し、二歳の時に宝鏡寺相続を定められたがすぐには入室せず、父光格上皇の仙洞御所に起居していた。『定功卿記』の記述によれば、⁽⁴¹⁾ 天保十一年（一八四〇）仁孝天皇皇女敏宮が閑院宮愛仁親王と縁約が調ったので内親王宣下を受けることになり、その時欽宮も同時に宣下を受けることになっていた。この時予定通りに宣下の儀が行なわれていれば最初の比丘尼内親王が誕生するはずであったが、同年十一月十九日光格上皇の崩御により儀は延引され、厳密な意味での比丘尼内親王は遂に実現しなかった。結局欽宮は天保十三年正月自身の薨去に際し、喪を秘して内親王宣下を受け、名を葵子と賜わり、次いで落飾して景愛寺寺主に任ぜられ、紫衣の勅許を受けた後に喪を發したのである。法号を理欽と定めたのは更に後の同年四月であった。

御所号が勅賜された後、それらの御宮室の地位がどのように変わって

ったかということは寺主がすべて無住になってしまったので定かにはわからない。ただ勅賜の後「御寺御所」「百々御所」「竹御所」等の御所号が使用されているのは『仙洞女房日記』等特に禁裏関係の史料に多く見られる。また天保十一年の光格天皇の葬送の時に、寺主のいない大聖寺以下五寺からも上藤が円照寺以下三寺の寺主と同じように参列し、⁽⁴²⁾ 更に慶応二年（一八六六）孝明天皇崩御の際、寺主のいない御宮室も寺主在位の御宮室もそれぞれ同じように遺品を拝領しているところから、先の宝鏡寺寺主理秀薨去の際の御沙汰の通り、寺主が無住であっても在住の時と同じように朝廷と交誼が行なわれていたことがわかる。古来比丘尼御所は寺主が中心であり、寺主がいなくなると滅んでしまった比丘尼御所も少なくなかった。⁽⁴³⁾ 従来使用されていた寺院名に「宮」を附した称号も、別称も、寺院に対する呼称というよりむしろ寺主を指す呼称として用いられる場合が多かった。しかし、勅賜された御所号は明らかに寺院そのものの呼称であり、この時代に至って漸く、寺主あつての寺院であった比丘尼御所が、門跡寺院と同じように、寺院としての存在を確立したと見ることが出来る。そしてそうなのは、寺主の皇女としての待遇が高められたことに因るのは明らかである。しかしこの待遇の高まりは、世襲親王家の王女にまでは未だ及ばなかった。その結果として、同じ御宮室の内でも寺主が皇女である寺院と寺主が王女である寺院との間に次第に区別が生じるようになったのであろう。皇女の寺主を擁する寺院はその優位を維持しようとし、そのための配慮は寺主の継承者が定ま

らないまま無住になった時にこそ必要であった。そこでその寺院が皇女の継承する寺院であることの保証として御所号の勅賜を願ひ出、下賜されたのである。

この後は皇女の数も少なくなり、御宮室に入室する皇女も無くなって、御宮室各寺が次々に寺主無住となつていったのは前述の通りである。明治維新後は皇族の出家は禁止され、また親王家の存在も維新の前後では意味が変わつてきた。御宮室各寺は爾後何れも華族の子女によつて承けつがれ、今日に至つてゐる。

註

- (1) 井之口有一他著『尼門跡の言語生活の調査研究』第一部研究編一「尼門跡について(是沢恭三執筆)」参照。
- (2) 尼五山は景愛寺、護念寺、檀林寺、恵林寺、通玄寺。
- (3) 拙稿「景愛寺の沿革」(書陵部紀要第二十八号)。
- (4) 宮内庁書陵部編纂『皇室制度史料』皇族三、第四章第二節「出家と復飾」参照。
- (5) 佐野恵作者『皇室と寺院』第七章「御由緒寺院」参照。
- (6) 御宮室に入室した場合の例としては、伏見宮邦永親王王女宗真(靈鑑寺)が靈元天皇猶子に、有栖川宮職仁親王王女文亨(円照寺)が桜町天皇養子に、また同親王王女榮恕(中宮寺)が桃園天皇猶子になつてゐる等である。御禅室に入室した場合の例としては、瑞竜寺に入室した有栖川宮音仁親王王女日照が九条尚実の猶子、同じく伏見宮貞敬親王王女日尊が九条輔嗣の猶子となり、また三時知恩寺に入室した閑院宮直仁親王王女尊信は近衛家久の猶子、法華寺に入室した同親王王女高寛は同じく近衛家久の養子となつてゐる等である。
- (7) 「宝鏡寺在」上京寺之内堀川東百々橋西、故開山以来称「百々御所」。
- (8) 『西山宝鏡寺通代系譜事蹟』第二十世仙寿院宮允殿理昌尼長老。
「当代父皇後水尾帝勅規曰、自今宝鏡寺者以皇女永可寺法聯統也、」

- (9) 『兼胤卿記』明和元年十二月二日条。
- (10) 『兼胤卿記』明和元年十二月廿六日条。

「一藪宰相以書付被示、宝鏡寺無住中如何可称哉、上臈一薦清水谷まで相尋候処、清水谷穢々混間敷迄被示、兩人宜指図頼之由也、

曇華院ハ無住曇華院殿ト唱候へとも、寺格も違候間殿ト唱候儀ハ迷惑ニ存候、御無住ニ候へハ宮トハ難唱可有之歟、是迄宝鏡寺室無住無之候故称様無之候、大聖寺ハ寺御所ト称、三時智恩寺ハ入江御所、瑞竜寺ハ村雲御所、宝慈院ハ千世御所、総持院ハ薄雲御所、宝鏡寺兼帶所大慈院ハ南御所ト称候由為心得被示、

右書付撰政殿へ申入、讀説之趣も申入了、附飛鳥井前大納言言上、」

- (11) 『兼胤卿記』明和元年閏十二月廿八日条。
- (12) 『嶽松山大聖尼禅寺通代伝系録』第十二世曠思院永尊尼侍者。
「当代父皇勅規大聖寺者永可為尼寺第一位之旨宸翰降賜、故爾来黒御所尼利之触頭勤務、」
- (13) 『伝系録』開祖玉殿悟心尼。
「永徳二年無相禅尼逝後、以_(三八二)為_(三八二)其親眷奉_(三八二)三台命_(三八二)視_(三八二)篆_(三八二)於室街御所内大聖寺_(三八二)為_(三八二)第一世也、此時節以_(三八二)大聖寺親在_(三八二)御所内_(三八二)朝野通称曰_(三八二)御寺御所、」
- (14) 『御湯殿上の日記』大永七年(一五二七)正月廿二日条。
「御寺の御所へ御かつしき御所よりの御たる一か二かうまいる、」
御寺御所は後柏原天皇皇女寛鎮。この記事が『御湯殿上の日記』における「御寺御所」の初見である。
- (15) 「大聖寺宮御事御寺御所与称候旨、右之段被仰出御附衆へ申達ス、」
- (16) 『院中番衆所日記』宝永六年(一七〇九)五月十一日条。
- (17) 『甚長卿記』享保十年(一七二五)八月廿五日条。
「大聖寺殿無住ニ付而円照寺宮御兼帯候様被成度法皇思召之由及言上候処、法皇可為思召次第旨被仰出候由、関東より申来候事、」
- (18) 『公明卿記』正徳二年(一七二二)四月廿三日条。
- (19) 東山御文庫蔵『仙洞女房日記』享保八年(一七三三)九月十九日条。

(20) 東山御文庫藏『仙洞女房日記』享保十年(一七二五)九月十五日条。

(21) 『普門山年譜』享保十年十一月十五日条。

(22) 『普門山年譜』宝暦四年(一七五四)五月廿二日条。

(23) 『普門山年譜』によれば、文亨は明和三年(一七六六)に脚気の症を発し約一年間病床にあった。また明和七年(一七七〇)の項には「夏四月從中旬御持病之御不食雖経日御内篇、到五月中旬日脯御潮熱往來、御不食不相替」とある。

(24) 書陵部藏『宸筆集』桃園天皇勅書。

「尼衆紫衣の事、大聖寺・宝鏡寺ハ景愛寺流にて候故、此兩寺にかぎり候、古来の例にて候、外の尼衆より、いかやうにねがはれ候とも、かたく成がたき事にて候、前々よりのしむかむ共、中御門院よりいたされ候、女房奉書のおもむぎ、永々相違あるまじく候、あむのため染筆せしめ候もの也、」

(25) 『禁裏執次詰所日記』天明元年十月二日条。

「今日已刻大聖寺宮光照院宮等二品宣下、」

(26) 『光照院日記』寛政元年三月五日条。

「一此御所御異例御勝不被遊候ニ付、御所之号御願被為在、伝奏万里小路家江書付被差出、左之通、

光照院宮御異例次第ニ御勝不被遊候処、外ニ宮方ニ而ハ御所号被為在候、於光照院宮ハ御所号不被為在候ニ付御所号被為在候様被遊度思召候、此段御願被遊候間宜御沙汰頼思召候、以上、

三月

光照院宮御内

岡本中務 印

万里小路前大納言様

雑掌御中

久我大納言様

雑掌御中

一 万里小路家御使 岡本式部

右差出候処、雑掌山本式部罷出左之通申達、

今朝御所号御願被仰進候、則被仰出候、
常啓御所

(27) 『御湯殿上の日記』天文廿二年正月廿八日条。

(28) 『兼胤卿記』宝暦九年十一月三日条。

「曇華院宮日来御所旁之処不被為勝容躰書被差出、又姫宮御誕生被遊候ハ、附弟□申請度願書被指出、」

同廿六日条。

「曇華院宮被願置姫宮御誕生候ハ、附弟ニ被仰出候様ニと乃願関白殿へ申入、附議奏可言上被命附帥披露了、」

(29) 『禁裏執次詰所日記』文化四年九月廿一日条。

「曇華院御室自今竹御所とも被称候旨議奏衆被仰渡、」

(30) 書陵部藏『諸寺院上申』曇華院上申。

「第二十七世璽瑠珠院秀峯禪師法諱聖滿

文政十年八月十九日薨去

文政十二年四月七日贈号秀峰聖清大禪師」

(31) 『有栖川宮日記』によれば榮恕は安永五年(一七七六)五月十八日に薨じ、榮暉は享和元年(一八〇三)十月十四日に中宮寺相統が定められた。

(32) 『伏見宮日記』弘化二年(一八四五)六月廿二日条。

(33) 明治四年(一八七一)太政官布告をもって「今般御改正ニ付諸門跡比丘尼御所等都テ被廢、寺院ノ儀ハ其儘被存地方官管轄被仰付候間、此段相違候事、」と達せられた。

(34) 『伏見宮日記』宝暦十三年(一七六三)十一月十八日条。

(35) 『野宮定功日記』嘉永三年(一八五〇)二月廿八日条に靈鑑寺寺主宗諱が新待賢門院の雑髪に際し戒師を勤めたことが見えるが、公の場に於いてこのような役を勤めた例は他に見当らない。

(36) 『押小路甫子日記』慶応四年(一八六八)七月十七日条。

(37) 後西天皇皇子公弁親王。

(38) 中御門天皇皇子公遵親王。

(39) 『諸寺院上申』によると、大聖寺を相続した光格天皇皇女倫宮は、文政九年(一八二六)四月二十三日得度し、即日景愛寺寺主に任ぜられ紫衣を勅許された。また宝鏡寺を相続した同天皇皇女欽宮は、天保十三年(一八四二)正月十日薨したが、喪を秘して同十五日得度、即日景愛寺寺主に任ぜられ紫衣を勅許された。

(40) 『洞中執次詰所日記』文政十三年(一八三〇)五月廿九日条。

(41) 『定功卿記』天保十三年(一八四二)正月十四日条。

(42) 『洞中執次詰所日記』天保十一年(一八四〇)十二月廿日条。

(43) 東山御文庫蔵『孝明天皇御凶事書類』

(44) 室町時代に皇女が入室した比丘尼御所としては真乗寺・安禪寺・保安寺等があるが、何れも江戸時代以前に廃絶した。